

1. 平成30年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成30年6月27日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第86号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
について
- 日程3 議案第87号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第88号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第89号 郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第90号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第93号 財産の無償譲渡について（大和町落部地内）
- 日程8 議案第95号 市道路線の廃止について
- 日程9 議案第96号 市道路線の認定について
- 日程10 請願第2号 主要農作物種子法の復活をもとめる請願
- 日程11 請願第3号 長良川河口堰のゲート解放の議決を求める請願
- 日程12 議発第4号 議員派遣について
- 日程13 報告第7号 専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

日程1から日程13まで

- 日程14 議案第97号 工事請負契約の締結について（郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」改修工事）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹

15番 尾村忠雄

16番 渡辺友三

17番 清水敏夫

18番 美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課長	水口裕史
議会事務局 議会総務課長 補佐	竹下光		

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。

議員の皆様には、6月11日開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございます。

いよいよ本日は最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、報道のため、写真撮影及びテレビカメラの撮影を許可しておりますので、お願いいたします。

(午前 9時40分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

2番 森藤文男君、3番 原喜与美君を指名いたします。

◎議案第86号から議案第90号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程2、議案第86号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから日程6、議案第90号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました5議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） おはようございます。

それでは、議長から指名をいただきましたので、総務常任委員会の報告をただいまから、させていただきます。

久しぶりの報告ですので、ちょっと緊張しておりますけども、お許しをいただきたいと思います。

平成30年6月11日開会の平成30年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査が付託されました条例3議案につきまして、平成30年6月20日開催の第4回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

1つ、条例議案としまして、議案第86号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一

部を改正する条例について。

総務部長から、岐阜県ライフライン保全対策事業が平成29年度をもって終了したことに伴い、市単独事業で電力会社と経費を負担して事業を継続実施するため、条例中の「市が県の制度を活用し」という文言を削除するものであることの説明を受けました。

審査の中で、委員から市民のライフラインである水道施設への影響も生じないよう考慮されているのかとの質問があり、これまでの一例では、平成27年度に実施した八幡町入間の開笹地区が該当した実績があり、平成30年度は、八幡町那比の口新宮地区と阿瀬尾・高畑地区、大和町落部地区、美並町梅原地区、和良町の真那洞地区と上土京地区の6カ所を該当している。次年度以降は、電力会社や環境水道部との協議も踏まえ、適正に進めていきたいと説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第87号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長及び商工課長から、地方税法の一部改正に伴い、税条例の字句の改正、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税見直し、法人の市民税の延滞金に係る規定の改正、たばこ税の改正、地域決定型地方税特別措置による固定資産税の特例率及び固定資産税の負担調整措置の継続についての説明がありました。

審査の中で、委員から生産性向上特別措置法の施行による中小企業の固定資産税の特例の創設について、今後どのように進めていくのか。条例で「商工会に加入していること」を条文化できないか。また、労働生産性年平均3%の算出方法など、対象者の条件等について質問があり、導入促進基本計画を7月中に策定し、その後、国の認定を受ける手順となっている。また、申請される事業者は計画の段階で商工会等と相談しながら計画を進めることになっており、労働生産率については国から示された算出方法により算出する。また、商工会の加入を条件にすることについては、今後、協議していくとの説明がありました。

土地の固定資産税の負担調整が3年間延長される理由について質問があり、評価額の70%が課税標準額となるが、郡上市では、まだ住宅用地面積の約4%の土地が依然評価額の70%に到達していないため、引き続き負担調整が必要になるとの説明がありました。

特定空き家に認定されると住宅特例の6分の1が受けられなくなるのかとの質問があり、特定空き家に認定された住宅のうち、勧告措置を市町村が行った場合は、住宅が建っていても住宅特例の対象外になるという空き家対策上の制度であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第88号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、性的少数者であるLGBTに配慮して印鑑証明書の記載事項から性別に関する事

項を削除することの説明を受けました。

審査の中で、委員から団体からの要望はあったのかと質問があり、平成29年9月には、LGBTを支援する名古屋の団体から八百津町に要望が出され、平成30年6月には、同団体から岐阜市に対して要望書が提出はされてはいるが、郡上市には要望は来ていないとの説明がありました。

他の申請書等については性別の記載がどのようになっているかの質問があり、男女の記載が関係する条例は本条例のみであるが、規則等では77本あるため、必要性を検討の上順次対応するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

平成30年6月27日、郡上市議会議長、兼山悌孝様。

郡上市議会、総務常任委員会委員長、清水敏夫。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

続いて、文教民生常任委員会委員長、15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成30年6月11日開会の平成30年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、平成30年6月19日開催の第3回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

まず、条例案件、議案第89号 郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、高齢者の医療の確保に関する法令の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者が75歳到達等により、後期高齢者医療の被保険者になった際、住所地特例が引き継がれることとなったため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から郡上市において、この制度をどれくらいの方が利用されているのかとの質問があり、介護保険制度での住所地特例対象者は30名程度となっており、そのほとんどが後期高齢者医療被保険者である。国民健康保険の住所地特例者が後期高齢者医療制度に住所地特例が引き継がれるケースは、あっても1年間に一、二例と見られるとの説明がありました。

また、この改正により転出届などの手続が簡素化されることになるのかとの質問があり、通常の住所地特例の場合、転出届の手続はこれまでのとおり市民課でしていただき、その後保険年金課で住所地特例の説明をさせていただくことになるが、負担区分証明書の交付と転出先での保険加入の手続は不要である。国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に変わる際に保険証が切りかわるため、後期高齢者医療制度の保険証は岐阜県後期高齢者医療広域連合から郵送されることとなる。新

しい後期高齢者医療制度の保険証の郵送については、住所地特例に関係なく75歳年齢到達時にも同様であり、被保険者自身で保険加入の手続を行う必要はないため、被保険者の負担はこれまでと変わらないとの説明がありました。

また、委員から保険料の徴収が大変にならないかとの質問があり、後期高齢者医療制度の場合は基本的に年金からの天引きとなるため、郡上市や被保険者に負担がかかることはほとんどないが、加入当初から年金天引きにはできないので、しばらくの間は納付書での納付となる。その際に、取り扱い金融機関が近くにない場合には御足労をかけることになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第90号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、国民健康保険法の一部改正に伴い、郡上市が岐阜県に対し、国民健康保険事業費納付金を納付することになり、従前の介護保険法の規定による納付金、高齢者の確保に関する法律の規定による拠出金及び支援金が含まれていることとなったため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から決算剰余金が生じたときは、その全部または一部を積み立てるとあるが、どういった場合に、全部または一部を積み立てるかとの質問があり、全部を基金に積み立てることはないが、翌年度の初期の支払いに対応できる額を繰り越し、さらに剰余金が残っておれば基金に積み立てるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成30年6月27日、郡上市議会議長、兼山悌孝様。

郡上市議会、文教民生常任委員会委員長、尾村忠雄。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ただいま、報告の総務常任委員会からの報告であります。議案第87号の内容にかかわりまして、若干質問をしたいと思います。

今の報告分の中、1ページの下から5行目ですか。生産性向上特別措置法、中小企業の固定資産税の特例の創設、それから、この特例について、その次に条例で商工会に加入していることを条文化できないかというふうにあります。これは、若干詳しくはちょっと理解はしていないのかもしれませんが、こういう特例を受けるために商工会に入っている必要があると。もし、入っていなけ

れば、これは除外される、対象外となるというふうに解釈してよろしいかどうか。もし、そうであるならば、特定の団体に加入しなければ、こういう特例を受けられないということは、営業の自由にかかわる問題ではないかと思えます。

それについて、次のページの3行目、今後協議していくとの説明がありますが、これは若干疑問を感じるところでありますが、御見解を聞きたいと思えます。

○議長（兼山悌孝君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ただいまの生産性の特別措置法の関係が一つございましたが、これにつきましては、本当にこの事業を導入して設備等をした場合に効果があるかどうかということ、生産性を示す基準が3%というふうなことをここでうたっているということで、その算式には細かい、多分お手元の皆さんのレターケースの中に入っていたかと思えますが、中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設、詳細と書いた裏表両面刷りした資料があると思えますが、そのところに計算の方式が、計算の主な内容といえますか、そういったことが書かれておりますが、計算の細かいことにつきましては、後ほど執行部のほうからお答えをいただければというふうに思います。

それから、2点目の商工会に加入していることを条文化できないかというふうなことは、これは、この制度は一応特例ということで、法律が中小企業の投資を後押しするという、法律がされておるわけですが、委員の中から、商工会という、せつかく郡上市には経済団体を支援している郡上市商工会というものが中小企業の相談であったりとか、事業展開であったりとかということをやっていますので、そこと、この制度的にも国のほうでは商工会等と相談するようというふうには、認定の手続する場合に手続として商工会等と相談しなさいというふうにはなっております。なっておりますけれども、郡上市の場合に、なかなか商工会員の会員数が減少していくという状況の中で、みんなで一緒になって郡上市を、商工業を盛り上げていこうという思いもありながら、まだまだ入っていない方もあるかと思えますので、そういう方もこれを機会に入っていて、郡上市みんなで、今の中小企業のこの法律も生かしながら、郡上市の産業づくりに邁進すべきではないかということでは、そういう意味で、ちゃんと、その辺のところを条文化として位置づけたらどうだろうかというような提案でございました。それで、これにつきましては、執行部のほうから、このことについては、今後協議をしていきたいというふうな回答でありましたので、委員長としての説明としては、この程度しかできませんけれども、御了承をいただきたいというふうに思います。

不足のところは、事務局の執行部のほうからお願いできれば幸いに思います。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手。

○商工観光部長（福手 均君） この件は、商工でございますので、私のほうから執行部として御回

答申し上げます。

まず、最初のいわゆる計算式と言いますのは、皆さんに配ってある資料というのには直接載っておりませんが、専門家のほうでは当然把握をしております、その関係する要素は営業利益、人件費、あるいは減価償却費、そういったものを足したものを労働の投入量で割るという、そういった概念としてはそういったことでございます。これがいわゆる効率をあらわすということで、これが3%上がっていくということを目安にしている。そういったことでございますので、まず、これについては御了解をお願いしたいと思います。

あと、商工会の加入のことでありますけれども、その後、既に商工会とは協議を始めておりますが、商工会にも根拠法令の商工会法という法律ございまして、それによりまして、それによりまして、商工会は会員であるなしにかかわらず、地域のそういう商業者を支援しなくてはならないと、そういう基本的な方針がございます。そして、なおかつ、企業の意味ですね、商工会に加入する加入しないというのは、当然その意思も当然大きいわけですから、なかなか、これを確実に条件にする、条文化するというのは困難なところもございますけれども、ただいま、それに向けて調整を始めたというところでございますので、また、御回答申し上げます。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 基本的には了解いたしました。私もそのとおりだと思います。

今、委員長が答弁されたように、基本的には、やっぱり、みんなが中小の方々は力を合わせて一緒に盛り上げていくという姿勢は大いに結構だと思いますが、それを条文化し、加入を条件とするというのはかなりの問題があるかと思っておりますので、今後ともよろしく御検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） そのほか質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第86号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決をいたします。

議案第86号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第87号 郡上市税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第87号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第88号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第88号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第89号 郡上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第89号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第90号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第90号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第93号から議案第96号までについて(委員長報告・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程7、議案第93号 財産の無償譲渡について(大和町落部地内)から日程9、議案第96号 市道路線の認定についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました3議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） それでは、御報告を申し上げます。

平成30年6月11日開会の平成30年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲渡1議案につきまして、平成30年6月20日開催の第4回総務常任委員会において慎重な審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第93号 財産の無償譲渡について（大和町落部地内）。

総務部長から、譲渡する財産については、落部自治会が実質上所有していることから、自治会に無償譲渡をするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員からこのような事例がほかにもあるかと質問があり、自治会所有の土地は、平成20年度に地縁団体として認可を受けた際に譲渡されており、今回はその後の調査で自治会所有の土地と判明したことによるものであることから、基本的にはないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成30年6月27日、郡上市議会議長、兼山悌孝様。

郡上市議会総務常任委員会委員長、清水敏夫。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

続いて、産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成30年6月11日開会の平成30年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました、市道の廃止と認定の議案につきまして、平成30年6月21日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第95号 市道路線の廃止について。

審査に当たり、議案第95号及び議案第96号は一部関連があるため、一括議題として説明を求め、議案ごとにそれぞれ質疑及び採決を行いました。

建設部長から、市道福野駅前線については、県道白山美濃線の道路改良により起点が変更となるため、路線を一旦廃止し再度認定する。従来の起点のあった市道部分については、本路線の道路区域として管理するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第96号 市道路線の認定について。

本議案に関しては、議案第95号と一部関連があり、一括議題として説明を受けているので、質疑の経過から報告をいたします。

審査の中で、委員から起点の場所が変更になった理由について質問があり、県道の線形が現道から少し移動することと、基本的に県道に対して直角に接続する交差点の設置計画となるためとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

平成30年6月27日、郡上市議会議長、兼山悌孝様。

郡上市議会産業建設常任委員会委員長、美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認め、議案ごとに、討論、採決を行います。

議案第93号 財産の無償譲渡について（大和町落部地内）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第95号 市道路線の廃止についてに対する討論の——討論を終了し、採決いたします。

議案第95号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第96号 市道路線の認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第96号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第2号及び請願第3号について(委員長報告・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程10、請願第2号 主要農作物種子法の復活を求める請願と日程11、請願第3号 長良川河口堰のゲート開放の議決を求める請願の2件を議題といたします。

ただいま一括議題としました2件について、所管の委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について報告をいただきます。

産建委員長、18番 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成30年6月11日開会の平成30年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願2議案につきまして、平成30年6月21日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第2号 主要農産物種子法の復活を求める請願。

紹介議員から、主要農産物種子法は、民間の品種改良意欲を阻害している、民間の活力を奪っているという理由で、種子法は廃止すべきであるという提案が出され、国では1カ月という短い期間で廃止の結論が出された。廃止後は、種子など生産資材の価格が下がることや、民間に移譲すれば低価格になると言われているが、野菜の例のように反対に価格は高騰すると予想される。また、農産物の流通や加工の構造の改革に取り組むことに関し、民間が参入しても改革前より風通しがよくなることも予想される。附随して、グローバル企業による独占になれば、遺伝子組み換えやハイブリッド化が進み、日本の米の種子、もみであります。これが外国でつくられるというおそれもある。郡上市は多くの水田があり、種子法廃止により米づくりが壊滅的な方向に行かないよう、農業を守るということでも意見書を出していただきたいとの説明を受けました。

審査の中で、戦略物資である種子・種苗とあるが、戦略物資の定義とは何か。また、種子法は民間の品種開発意欲を阻害しているとあるが本当なのかとの意見がありました。

法律及び法律の廃止後の内容について不明な部分が多く、当委員会としては、さらに勉強するためにも、継続審査にすべきとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を継続審査とすることに決定をいたしまし

た。

続きまして、請願第3号 長良川河口堰のゲート開放の議決を求める請願であります。

紹介議員及び請願者から、ことしは特に鮎の遡上が少なく鮎が小さい。以前のような天然鮎が遡上する川にしていきたい。河口堰のゲートが閉められる前は多くの天然鮎が泳いでいたが、今はほとんど見られなく、とても残念である。また、河口堰ゲートは、洪水対策ではなく塩害被害対策と、理由でつくられたものなので、ゲートを上げ塩害被害が実際にどれだけ起こるのか調査をしてほしいとの説明を受けました。

審査の中で、郡上漁業協同組合はどう対応しているのか、直接話を聞く必要があるとの意見がありました。

郡上市として何がよい方法なのか、当委員会として、さらに調査勉強する必要があるのではないかとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を継続審査とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

平成30年6月27日、郡上市議会議長、兼山悌孝様。

郡上市議会産業建設常任委員会委員長、美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

請願第2号 主要農作物種子法の復活を求める請願に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

請願第3号 長良川河口堰のゲート開放の議決を求める請願に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は継続審査とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

◎議発第4号について（採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程12、議発第4号 議員派遣についてを議題といたします。議員派遣について、会議規則第169条の規定により、申し出があります。

お諮りをします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第7号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程13、報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 報告第7号をお願いいたします。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月27日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、専決第5号になります。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年6月13日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。

平成30年5月7日午後2時ごろ、郡上市美並町上田地内の市道八坂川端本線において、相手方自動車が道路横断側溝を通過したところ、道路横断側溝の破損によりグレーチング側溝ぶたがはね上がり、マフラーを損傷した。

市は示談により、下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。

損害賠償の額、168万166円でございます。

今後は、道路パトロールを実施する中におきまして、こういった箇所についても、特に注意を払っていききたいというふうに思っております。申しわけございませんでした。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号の報告を終わります。

ここで日程の追加をいたしたいと思えます。

議案第97号 工事請負契約の締結について（郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」改修工事）を日程に追加したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認め、日程に追加します。はい、10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 会議日程の日にちが間違っているが。

○議長（兼山悌孝君） 訂正とします。

議案第97号 工事請負契約の締結について（郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」改修工事）を日程に追加したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

◎議案第97号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程14、議案第97号 工事請負契約の締結について（郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」改修工事）を議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、お願いいたします。

議案第97号 工事請負契約の締結について（郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」改修工事）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月27日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」改修工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約金額、2億3,414万4,000円でございます。

4、契約の相手方、郡上市八幡町旭1035番地。株式会社高垣組、代表取締役、森下光。

5、工事の場所、郡上市八幡町柳町511番地2。

工事の概要、改修工事一式でございます。

はねていただきまして、その次のページ。こちらに資料としまして、工事の概要書をつけておりますので、お目通しをお願いします。

こちらにつきまして、1から6までのうち重複しますことを省きまして、4番の工期でございますけれども、本契約締結の日から来年平成31年6月20日を工期としております。

続きまして、工事内容7番でございますけれども、改修工事一式でございます。

まず、1階におきましては、客室5室、そして、リネン室、エレベーター、廊下の改修でございます。

また、2階におきましては、客室16室、そして、会議室兼レストラン、トイレ、リネン室、廊下、こういったものの改修でございます。

ある程度詳しく(1)から書いておりますけれども、まず客室につきましては、改修後はAグレードの客室が2部屋できます。Bグレードは8部屋できます。そのうち1部屋は露天風呂がついた部屋とします。そして、Cグレードは11部屋、うちベランダつきが4部屋とそのように部屋を改修する予定でございます。

また、会議室兼レストラン。こちらにつきましては、現在2階の結婚式場等でございますが、そのスペースをこれに変えるということでありまして、変えた後は、レストランAにおいては48席、Bにおいては28席、そして、個室を2つ設けまして、個室1のほうは4席が2部屋ということで、8人収容、そして、個室の2のほうは8席が一つということで、総合計しますと、92席というのがレストラン及び会議室というところの収容人数になります。

続きまして、トイレにつきましては、男子が便器の数で3つ、女子が2つということでございます。

エレベーターは、定員9名で、現在の荷物用のものを人が乗れるように改修して、バリアフリーにするという、そういった内容でございます。

また、リネン室も改修しますし、廊下につきましても、カーペットの張りかえ、あるいは、スロープ等の改修をいたします。

続いて、電気設備工事、これは一式でございますが、中身としましては、照明設備あるいは自火報設備等の改修でございます。

そして機械設備につきましては、空調設備、そして、衛生設備の改修一式。

また、解体につきましては、内部造作解体が一式ということです。

そして、備品類の物品につきましては、一式でございますけども、ベッドあるいは家具類です。これは客室、あるいは、新しくつくりますレストランに対するテーブル、あるいは椅子等の合計でございます。

続いて、はねていただきまして、その次でございますけども、これが横向きになりますけども、全体の積翠園の位置図でございます。建物としましては、真ん中、中ほど、上のほうに白地の部分でございますけども、この部分が建物で、全体の敷地を示した図がこの図面でございます。

続きまして、その次のページで、1階とありますけども、この1階の見取り図のうちで、右下のほうの太い黒線で囲った部分。この部分が今回の改修場所でございます。1階、我々よく、玄関入りましてから、見えるところ、右側の部屋も含めて改修いたしますし、このコンベンションホールという左の上のほうですね、こちらのほうについては、今回は、そのままにしておいて、営業を続けながら工事をするという計画でございます。

真ん中ほどには、エレベーターの新設ということで、その位置も示しております。

それぞれの客室につきましては、先ほど申し上げましたが、グレード別にこういった配置をするということですので、御了解をお願いします。

続きまして、もう1ページめくっていただきまして、今度2階でございます。

2階につきましては、太枠がほとんど全てを囲っておりますので、2階については、ほとんど全面改修というふうになります。ずっと、この説明とおりのとおりでございますけども、客室がそれぞれにグレード別にこういった配置をしていく。トイレについても改修をするということでございますし、中ほどにあつては、現在の結婚式場等を改修しまして、会議室兼レストランということで、この2つ用途がございますので、レストランの席表はこの真ん中でございます。右上のほうに、ちなみに、ここを会議室に使う場合は、このように使いますよという、そういった示す図が右のほうに参考ですけど、ございます。

朝御飯、夕御飯はこのレストランでとっていただく。昼間あいたときには会議室でも使うと、そういう計画でございます。

中ほどにリネン室が設けられまして、エレベーターが新設されて、そして、今のお部屋を5部屋というのを改築して、Bグレードの部屋を5つをつくるという計画でございます。それぞれの1階、2階ともにまとめて書いたものが、この黒枠のところを書いてあるのが、階ごとの改修内容ということでございます。

最後のページになりますけども、資料とありまして、これは入札結果でございます。

7社から応札がございまして、入札の結果、高垣組さんが落札されたということでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） この内容につきまして、改修工事の内容につきましては、もう既に、かなり以前から紹介されていることですので、私たちもかなり理解をしているつもりであります。私は、今回、この議案の出し方について若干の苦言を呈したいと思います。

これは、にわかに降って湧いたことではありません。もう既に前から予定されていた懸案でありまして、十分な準備期間があったと思います。競争入札には時間がとられるかもしれませんが、それも計算しての準備ができることと思います。

そして、内容からして、2億数千万円の予算を伴うことですので、これは、こうした追加議案ではなしに、当初にしっかりと提出をしていただきたい。いきなり出されても、この内容は、わかっ
てはおることなんですが、やっぱり、これはふさわしいことではないと思います。そういう意味で、今回はやむを得んとしましても、以後、できるだけ事前の提出をお願いしたいと思います。よろしく
お願いします。

○議長（兼山悌孝君） 何かありますか。総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） 今の御要望については、今後検討させていただきたいというふうに思いますが、この件につきましては、実は、担当課といたしましては、議案の初日に、議会の初日に提出する
ような予定でございましたが、工事のほうの設計等々もございましたし、実質、電気設備とまた機械設備等
ということもございまして、分離発注ということも、実は検討させていただいたんです。そういったこと
もありまして、少しおくれたということがございますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（兼山悌孝君） よろしいですか。そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 以上で、質疑を終了します。

お諮りします。議案第97号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略
したいと思
います。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号については、委員会の付託を省略
することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 議案第97号について、反対の立場から討論申し上げます。

理由は、もう過去に何度か申し上げましたので、ここで改めては申し上げませんが、基本的に自治体の行う事業ではないと、多くの疑問がこれについて回ることにつきまして、いささかも、まだ、私は変わらないと、以前と変わらないと思っております。そういう意味で、私は、これは反対せざるを得ないと表明いたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは、討論を終了し、採決をいたします。

議案第97号について、原案のとおり可とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（兼山悌孝君） 賛成多数です。ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、議案第97号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 平成30年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る6月11日開会以来、本日27日まで17日間にわたりまして、終始御熱心かつ慎重に御審議をいただきました。その上で、本日追加提案をさせていただきました議案も含めて、全て御議決を賜りまして、まことにありがとうございます。

御議決をいただきました条例、補正予算、契約等につきましては、今後適切に執行してまいりたいと存じます。

また、議案の審議並びに一般質問等においていただきました数々の御意見御提案等につきましては、今後の市政運営の上で踏まえてまいりたいと存じます。

さて、これから郡上市は、おどりシーズンの開幕を初め、いろんな分野で活気を呈する夏のシーズンを迎えます。議員の皆様方におかれましても多忙を極めることと存じますけれども、それぞれ健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍をいただきますよう祈念を申し上げ、御挨拶といたします。ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（兼山悌孝君） それでは、平成30年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、6月11日から本日までの17日間でありまして、条例改正、補正予算など市政の諸案件につきまして、議員各位には極めて慎重に審議いただきまして、まことにありがとうございます。深く感謝を申し上げます。

何分にも議長就任の初めての定例会でございまして、不届きなところがあったと思いますが、おわびいたします。

また、市長初め執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位からの一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますことを強く要望する次第でございます。

議員並びに執行者各位におかれましては、健康に御留意をいただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年第3回郡上市定例会を閉会とします。ありがとうございました。

（午前10時44分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 原 喜与美

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員